

一般競争入札公告

物品の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成27年1月26日

館山市長 金丸謙一

- 1 件名 小型動力ポンプ売払
- 2 売払物品の概要及び数量 仕様書のとおり
- 3 最低売払い価格 1台あたり10,800円(税込)
- 4 引渡場所 館山市北条402 館山市役所4号館 防災倉庫
- 5 引渡期限 平成27年3月13日(金)

6 入札参加資格

次の各号に該当する者は、入札に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、同条第2項の規定に該当すると認められる者にあつては、その事実があつた後3年を経過していない者
- (2) 市町村税を滞納している者
- (3) 館山市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者
- (4) 法人にあつては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員等又は暴力団密接関係者である法人または団体

7 入札参加申請及び入札方法

入札参加申請及び入札は、次のとおり行う。

- (1) 申請及び入札期限 平成27年2月12日(木) 午後5時必着
- (2) 提出時間 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間は除く。)
- (3) 提出先 〒294-8601 館山市北条1145-1
館山市総務部管財契約課契約係(館山市役所2号館1階)
電話0470-22-3296(直通)
- (4) 提出方法 持参または郵送
ただし、郵送の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかとする。

(5) 提出書類

入札の参加希望者は、一般競争入札参加申込書及び入札書に次の書類を添付すること。

ア 入札参加者が法人の場合

- (ア) 法務局が発行する印鑑証明書（写し可）
- (イ) 誓約書（指定用紙）
- (ウ) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）
- (エ) 直近の市町村税の完納を証する書類

イ 入札参加者が個人の場合

- (ア) 市町村が発行する印鑑登録証明書（写し可）
- (イ) 誓約書（指定用紙）
- (ウ) 市町村が発行する身分証明書（写し可）
- (エ) 直近の市町村税の完納を証する書類

※ 添付書類は発行日より3ヶ月以内のものであること。

※ 館山市入札参加適格者名簿に登載されている者は、一般競争入札参加申込書及び誓約書及び直近の市町村税の完納を証する書類以外は不要とする。

※ 参加申込等の書類は、館山市ホームページからダウンロードすること。

(6) 入札書作成における注意事項

ア 入札は1台ごとに行うので、入札書を1台につき1通提出すること。

入札書は、館山市ホームページからダウンロードすること。

イ 参加する入札の案件ごとに、入札書は封筒に入れ、糊付けで封をし、割り印すること。封筒には、件名及び入札物件の物件番号、入札者の所在地（住所）、業者名（氏名）を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。

ウ 入札金額は税込の価格で記入すること。

エ 印は必ず実印（印鑑証明印）を押印すること。

オ 入札書の日付は平成27年2月17日とすること。

(7) 入札参加資格の決定

入札参加資格が無い者には、平成27年2月16日（月）午後5時までに電話で連絡する。電話連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

8 質問の方法について

入札に関して質問がある場合は、市指定の質問書に内容を記入のうえ、館山市社会安全課へFAXにて提出すること。

質問書は、館山市ホームページからダウンロードすること。

(1) 質問の期限 平成27年2月4日（水）

(2) 質問提出先 館山市市長公室社会安全課 消防防災係
FAX 番号0470-22-8901

(3) 質問への回答 平成27年2月6日（金）までに随時ホームページにて回答するので確認すること。

9 売却物品の公開

- (1) 期 間 平成27年1月27日(火)から平成27年2月12日(木)の平日午前9時から午後3時まで(ただし、正午から午後1時までの間は除く。)
- (2) 場 所 館山市北条402 館山市役所4号館 防災倉庫
(要事前確認 売払物品担当課 電話0470-22-3442)

10 開札・落札者の決定

平成27年2月17日(火)午前10時に、案件ごとに提出された入札書の開封を行い、最低売却価格(税込)以上で最も高い金額を提示した者を落札者として決定する。落札者には、当日電話にて連絡する。

なお、最高額を提示した者が複数となった場合は、くじにより落札者を決定することとし、この場合くじを辞退することはできない。

くじの方式は、別紙「くじ」による落札者の決定方法に記載のとおりとする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札をしたとき
- (2) 入札書に記名押印がないとき
- (3) 同一入札に対し、2通以上の入札をしたとき
- (4) 入札金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき
- (5) 他の入札者の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたとき
- (6) 最低売却価格を下回る価格で入札したとき
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

13 契約及び代金の納入

原則として、落札決定の日から7日以内に契約を締結することとし、代金は契約締結の日から起算して10日以内に指定された納入通知書により納入することとする。

14 売却物品の引渡し

- (1) 売却物品は、売買代金の納付完了後に引渡す。
- (2) 引渡しに伴う費用は落札者の負担とする。

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者が無い場合を除き、入札は成立するものとする。
- (2) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。
- (4) 入札参加申込書及びその他提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された入札参加申込書及びその他提出書類は、返還しない。

16 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、館山市財務規則を適用する。
- (2) 問い合わせ先は次のとおりとする。
 - <契約手続き関連>
館山市総務部管財契約課契約係
電話 0470-22-3296 (直通)
 - <売払物品関連>
館山市市長公室社会安全課
電話 0470-22-3442 (直通)